

計算書類に対する注記（法人全体用）

令和 6年 3月31日現在

法人名：社会福祉法人 聖ヨゼフ会松阪

1. 継続事業の前提に関する注記

該当する事項はない。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

・建物並びに器具及び備品・・・定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金・・・確定給付基準

・賞与引当金・・・支給対象期間基準

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

4. 法人で採用する退職給付制度

1. 独立行政法人福祉医療機構
2. 三重県社会福祉事業職員共済会

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）

(2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）

社会福祉事業の運営にて省略します。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

社会福祉事業に含みます。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）

式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

1. 介護保険事業拠点（社会福祉事業）

「法人本部」

「特別養護老人ホーム」

「短期入所生活介護」

「デイサービスセンター」

「ホームヘルプサービス」

「居宅介護支援事業所」

2. ケアハウス拠点（社会福祉事業）

3. 伊勢寺デイサービスぬくもりの家（社会福祉事業）

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	181,380,368	0	0	181,380,368
建物	591,828,687	0	37,612,095	554,216,592
定期預金	0	0	0	0
投資有価証券	0	0	0	0
基本財産特定預金	0	0	0	0
基本財産〇〇特定預金	0	0	0	0
合計	773,209,055	0	37,612,095	735,596,960

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

8. 担保に供している資産

該当する事項はない。

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	2,120,891,246	1,566,674,654	554,216,592
土地	6,452,849	0	6,452,849
建物	94,243,224	68,921,345	25,321,879
構築物	28,221,381	22,044,755	6,176,626
機械及び装置	1,231,950	1,065,616	166,334
車輛運搬具	5,406,470	5,406,466	4
器具及び備品	123,689,045	113,454,576	10,234,469
有形リース資産	44,693,660	11,106,469	33,587,191
合 計	2,424,829,825	1,788,673,881	636,155,944

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	98,053,941	0	98,053,941
合 計	98,053,941	0	98,053,941

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

該当する事項はない。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当する事項はない。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。